

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月4日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

### 佐賀県人事委員会規則第19号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>7 条例附則第5項の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症（条例附則第5項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者又は当該感染症の疑いのある患者（以下「患者等」という。）の救護、患者等の移送（当該移送のための車両において患者等がいる座席と幕等の設備により仕切られた運転手席その他の座席（第3号において「運転手席等」という。）で行う作業を除く。）、患者等に接して行う疫学調査、身辺警戒、犯罪の捜査、取調べ、逮捕、看守又は交通捜査、検体の採取（当該採取を補助する作業を含む。）、患者等である行方不明者の保護その他これらに準ずるものとして人事委員会が認める作業</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>8・9 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>7 条例附則第5項の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症（条例附則第5項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者又は当該感染症の疑いのある患者（以下「患者等」という。）の救護、患者等の移送（当該移送のための車両、船舶、航空機等において患者等がいる座席と幕等の設備により仕切られた運転手席の区画その他の患者等に接することのない場所（第3号において「運転手席等」という。）で行う作業を除く。）、患者等に接して行う疫学調査、身辺警戒、犯罪の捜査、取調べ、逮捕、看守又は交通捜査、検体の採取（当該採取を補助する作業を含む。）、患者等である行方不明者の保護その他これらに準ずるものとして人事委員会が認める作業</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>8・9 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。